

今月のテーマ

介護サービス解説シリーズNo.9

サービス付高齢者向住宅(サ高住)



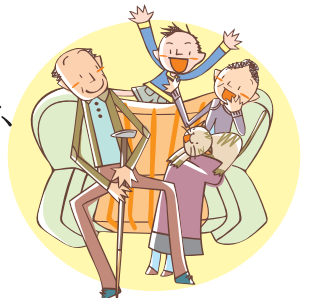
みなさんの中にはサービス付き高齢者向け住宅(以下、サ高住と表記)のパンフレット等を見たことがある方も多いのではないのでしょうか。今回は、サ高住について、まとめてみました。

いつできたの?	国土交通省・厚生労働省が所管する「高齢者住まい法」の改正により平成23年10月に制度化されました。
入居時の費用	入居一時金として0～数百万円まで様々。
月額利用料	十数万円から。(*1)
対象者	60才以上の方又は要介護・要支援認定を受けている方。
住宅の設備	施設全体が床の段差がない、車いすが通れる廊下幅など、バリアフリー構造が義務化されています。(裏面参照)
介護保険のサービス	自宅と同様にサービス計画を作成し、必要に応じて選択することができます。月単位の定額料金でなく使用回数や種類により個別に費用がかかります。(要支援、特定施設*2を除く)
食事サービス	あり。選択利用が可能。別途利用料(4～7万円が多い)は必要。
施設から提供されるサービス	安否確認と生活相談というサービスは義務付けられていますが、その他のサービスは運営会社によって様々です。(裏面参照)
医療サービス	必要となった場合は、医師や歯科医師の訪問診療、薬剤師による訪問服薬管理指導等を用いることになります。

*1 特別養護老人ホームは7万～15万程度(部屋タイプ・介護度により異なります)。減免制度もあります。

*2 特定施設とは…

特定施設入居者生活介護事業者として指定を受けた施設のことで、その内容は、入浴、排泄、食事等の介護、日常生活上の世話や療養上の介護などを行うとされています。自宅で行っていたサービスとの重複利用はできませんが、薬剤師等が介護保険を利用し、居宅療養管理指導で訪問することは可能です。



設備面 各専用部分の床面積は、原則25㎡以上

(ただし、居間、食堂、台所その他の部分が共同して利用するための十分な面積を有する場合は18㎡以上)
6帖が約10㎡。単身者向けのワンルームマンションは20㎡前後が多いのでそれより少し広い程度でしょうか。



各専用部分に、台所、水洗トイレ、収納設備、洗面設備、浴室を備えたものであること

(ただし、共用部分に共同して利用するために十分な台所、収納設備、浴室を備えている場合は、各戸に台所、収納設備、浴室を備えずとも可)

バリアフリー構造であること

- 日常生活空間内外の床に段差がないこと。
- トイレ、浴室及び住戸内の階段に手すりが設置してあること。
- 廊下幅は78cm以上を確保。各部屋への出入り口の幅は75cm以上、浴室の出入り口は60cm以上あること。車椅子や歩行補助器での移動を想定したものです。



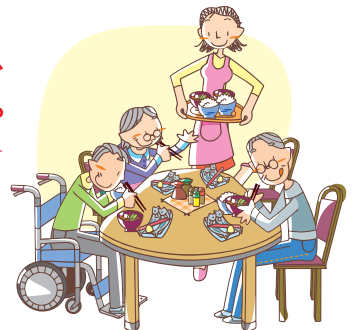
サービス面 ケアの専門家が少なくとも日中(概ね9時から17時まで)建物に常駐し、安否確認サービスと生活相談サービスを提供すること…基本料金に含まれます。



(これらのサービスの他に、別費用で介護・医療・生活支援サービスが提供されている場合があります。)

ケアの専門家が常駐しない時間帯がある時は、各居住部分に設置する通報装置にてサービスを提供すること。

サ高住のイメージが解っていただけでしょうか？イメージがしづらければ、食事付きのバリアフリー住宅に相談員さんが居るといった感じでとらえていただくと、より全体像をつかみやすいと思います。



政府は特別養護老人ホーム等の施設供給を減速し、その分助成金や税制メリットを設けてサ高住の設置を促進しています。厚生労働省は2020年を目途に、高齢者人口に対するサ高住の割合を約1% (約60万戸) とする整備目標を掲げていることから、今後一層増えることが予想されます。サ高住のサービスには様々な形態があるため、しっかりと比較検討することが必要でしょう。

お薬や介護についてわからないことや、気がかりなことがありましたら、お気軽にお尋ねください。

みやこ薬局 本店・山科店・薬大前店・マツヤスーパー店
北山店・紫竹店・大宮店・みやこケアプランセンター(北山店横)
<http://www.miyako-ph.co.jp>